



2025年2月7日

各位

会社名 株式会社テクノスマート
代表者名 代表取締役社長 飯田 陽弘
(コード番号:6246 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理統括部長 高橋 要
(TEL. 06-6253-7200)

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上に対する当社従業員（以下、「従業員」といいます。）のモチベーション喚起を企図したインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定し、以下のとおり、第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月27日
(2) 処分する株式の種類および総数	当社普通株式 23,600株
(3) 処分価額	1株につき1,802円
(4) 処分総額	42,527,200円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	テクノスマート従業員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しており、会社法の定めにより電子公告が適正に行われた事実をもって実施することを条件といたします。

(注) テクノスマート従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会の募集を実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数および処分総額は、最大値であり、入会の募集の終了後に確定する予定です。

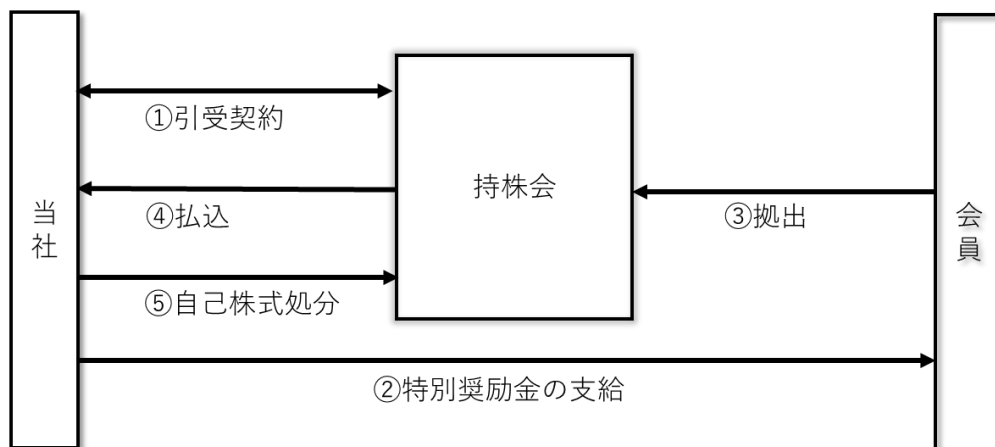
2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対し、特別奨励金を付与し持株会を通じて当社株式を取得させることで、普段の業務に対し報い、対象従業員の経営参画意識の向上および財産形成の一助を図るとともに、本スキームの導入を契機として、より多くの従業員が株主の皆さまと中長期的な価値共有を進めること、および持続的な企業価値の向上を目的として本自己株式処分を決定いたしました。

本スキームは、当社が会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に当社株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 23,600 株を持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 12,401,720 株に対する割合は 0.19%、2024 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 114,592 個に対する割合は 0.21%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）となります。

本スキームの概要



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分および引受けに関する当社株式の引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は特別奨励金を持株会に拠出します。
- ④ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込を行います。
- ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的として、会員に付与した特別奨励金の持株会への拠出をもって行われるものであります。その処分価額につきましては、取締役会決議日の直前取引日である 2025 年 2 月 6 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式

の終値である 1,802 円としております。これは取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的かつ特に有利な価格には該当しないものと考えております。

なお、2025 年 2 月 6 日の東京証券取引所における当社株式の終値 1,802 円の各期間の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切り捨て)	乖離率
1 か月 (2025 年 1 月 7 日～2025 年 2 月 6 日)	1,771 円	1.75%
3 か月 (2024 年 11 月 7 日～2025 年 2 月 6 日)	1,731 円	4.10%
6 か月 (2024 年 8 月 7 日～2025 年 2 月 6 日)	1,721 円	4.71%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役 3 名全員（うち社外取締役 3 名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、および処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上